

特記仕様書

第1編 共通編

第1章 総 則

第1条 適用

この特記仕様書は、新潟県農地部調査・測量・設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という）で定義される特記仕様書で、「防災重点農業用ため池「後谷堤」調査計画業務」（以下「本業務」という）に適用する。

また、本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書、契約書、共通仕様書によるものとし、必要に応じ、これらを準用するものとする。

第2条 履行期間

履行期間は、契約の日から令和9年3月15日までとする。

第3条 業務の着手

受託者は、契約締結後7日以内に業務に着手しなければならない。

第4条 管理技術者

受託者は、共通仕様書第1-6条で規定する管理技術者を定めなければならない。

なお、管理技術者となるものは、同条3項で規定する技術士は総合技術監理部門（農業農村工学）または農業部門、RCCMは農業土木部門の有資格者とし、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年、短大・高専卒23年、高卒28年以上相当の能力と経験を有する者を言う。）でなければならない。

第5条 照査技術者

受託者は、共通仕様書第1-7条で規定する照査技術者を定めなければならない。

なお、照査技術者となるものは、同条2項で規定する技術士は総合技術監理部門（農業農村工学）または農業部門、RCCMは農業土木部門の有資格者とし、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年、短大・高専卒23年、高卒28年以上相当の能力と経験を有する者を言う。）でなければならない。

第6条 提出書類

受託者は、共通仕様書第で定められている関係書類を作成し、提出するものとする。また、共通仕様書第1-12条で規定する手続きを実施しなければならない。

第7条 打合せ

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は6回とする。

- ・ 着手時
- ・ 中間時2回
- ・ 成果品納入時
- ・ 関係機関協議同行2回

第8条 安全等の確保

受託者は、交通管理者と密接な連絡を取り、業務実施中の安全確保に努めるものとする。

第9条 成果品

提出する成果品は下記のとおりとする。

- ・ 報告書 A 4 版 2 部（紙印刷 2 部、CD-R 2 枚）
- ・ 概要版 一式

第 2 章 設計業務等一般

第 1 条 使用する技術基準等

本業務において使用する技術基準は、共通仕様書「諸基準一覧表（参考）」のとおりとする。

第 2 条 設計対象施設

本業務の設計対象施設は、見附市田井町地内の防災重点農業用ため池「後谷堤」とする。

第 3 条 業務内容

本業務は、前条の対象施設において、別紙積算図書（数量総括表）に記載のある業務をおこなうものとする。

なお、業務実施にあたっては、共通仕様書「諸基準一覧表」の諸基準を準用するものとする。

第 4 条 照査

照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条によって照査を実施し、照査の経緯・内容等を記録した結果について、管理技術者を通じて監督員に提出するものとする。

第 5 条 貸与資料

委託者は、本業務に必要な以下の資料及び図面等を受託者に貸与するものとする。なお、受託者は貸与資料を紛失、破損しないよう保管管理するとともに、委託者の承諾を得ないで他に公表、貸与してはならない。

本業務完了後、受託者は速やかに、貸与された資料を委託者に返還すること。

- ・ 新潟第二 2 期地区 ため池耐震性点検第 7 次地質調査業務委託
- ・ 新潟第十六（長岡地区）第 2 次地質調査業務委託
- ・ その他ため池調査に係る資料

測量業務委託仕様総括

本業務を受託した者は、新潟県農地部が定める「調査・測量・設計業務共通仕様書」及び添付の「特記仕様書」により、業務を実施するものとする。

測量業務委託条件総括表

本業務に関連する調査等が生じ、発注者（監督員を含む）から指示があった場合において、受託者は調査等に協力するものとする。

この他、以下の事項に留意して業務を行うものとするが、現時点で不明の点及び業務実施に伴い変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

1. 本業務に関連する業務または調整を図る機関について

（1）関連する別途発注業務委託（ ☐ 以下のとおり ☒ なし ）

（2）業務の時間的制限（ ☐ 以下のとおり ☒ なし ）

（3）特別な関係機関協議の必要（ ☐ 以下のとおり ☒ なし ）

（4）その他

2. 本業務実施において貸与する物品について

貸与品（ ☐ 以下又は別紙特記仕様書のとおり ☒ なし ）

3. 用地（借地）および地元調整等について

（1）用地（借地）の未処理箇所（ ☐ 以下のとおり ☒ なし ）

（2）近接作業制限（ ☐ 以下のとおり ☒ なし ）

（3）その他

4. 成果品の納入および納入方法について

（1）報告物品および提出部数

物品名	提出数	仕様等	電子化
報告書	2	横書きとし、A4縦版で製本	☒ 要 ☐ 否
報告書原稿	—		—
図面	2	報告書に添付	☒ 要 ☐ 否
図面原図	—		—
図面縮小版	2	A4版(A3二つ折り)で製本、1部報告書に添付	☒ 要 ☐ 否
図面縮小版原図	—		—

注）電子化が要の場合、利用するソフトウェア及び、保存する電子媒体について監督職員と協議すること。

（2）その他（特記事項）

5. 打合せ協議について

本業務においては、次のとおり打合せ協議を予定している。第1回打合せがある場合において、受託者は契約後速やかに監督員と協議して、打合せ日程を決定するものとする。

なお、立会い欄に印がある打合せ協議については、主任技術者が立会うものとする。

打合せ協議	回数	立会い	備考
第1回打合せ	0	☐	設計業務に計上
中間打合せ	0	☐	設計業務に計上
成果品納入時	0	☐	設計業務に計上

設計業務委託仕様総括

本業務を受託した者は、新潟県農地部が定める「調査・測量・設計業務共通仕様書」、添付の「特記仕様書」及び設計図書（別冊の設計書及び図面等）により、関係法令を遵守し業務を実施するものとする。

設計業務委託条件総括表

本業務に関連する調査等が生じ、発注者（監督員を含む）から指示があった場合において、受託者は調査等に協力するものとする。

この他、以下の事項に留意して業務を行うものとするが、現時点で不明の点及び業務実施に伴い変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

1. 本業務に関連する業務または調整を図る機関について

（１）関連する別途発注業務委託（ ☐ 以下のとおり ☒ なし ）

（２）業務の時間的制限（ ☐ 以下のとおり ☒ なし ）

（３）特別な関係機関協議の必要（ ☒ 以下のとおり ☐ なし ）

- ・地元調整
- ・新潟県農地部農地建設課とのヒアリング

2. 本業務実施において貸与する物品について

貸与品（ ☒ 以下又は別紙特記仕様書のとおり ☐ なし ）

- ・新潟第二2期地区 ため池耐震性点検第7次地質調査業務委託
- ・新潟第16（長岡）地区 第2次地質調査業務委託
- ・そのため池調査に係る資料

3. 用地（借地）および地元調整等について

（１）用地（借地）・地元調整の未処理箇所（ ☐ 以下のとおり ☒ なし ）

（２）その他

4. 設計条件、設計項目等について

（１）設計に使用する条件（ ☒ 以下又は別紙特記仕様書のとおり ☐ なし ）

（２）設計項目及び設計数量（ ☒ 以下又は別紙特記仕様書のとおり ☐ なし ）

（３）設計にあたり考慮する比較検討案（ 3案程度 ）

5. 成果品の納入および納入方法について

（１）報告物品および提出部数

物品名	提出数	仕様等	電子化
報告書	2	横書きとし、A4縦版で製本	☒ 要 ☐ 否
報告書原稿	—		—
図面	2	報告書に添付	☒ 要 ☐ 否
図面原図	—		—
図面縮小版	2	A4版(A3二つ折り)で製本、報告書に添付	☒ 要 ☐ 否
図面縮小版原図	—		—
コスト縮減設計留意書	—	必要な場合、別紙特記仕様書参照	☐ 要 ☐ 否
コスト縮減効果票	—	必要な場合、別紙特記仕様書参照	☐ 要 ☐ 否
リサイクル計画書	—	必要な場合、別紙特記仕様書参照	☐ 要 ☐ 否

注１）電子化が要の場合、業務報告書をPDFに変換し、CD等に格納のうえ提出すること。

注２）詳細設計照査が必要な場合、「詳細設計照査要領（（社）全日本建設技術協会 北陸地方建設局建設技術協会発行）」により実施すること。なお、「主任調査員」及び「調査員」は監督職員を、「総括調査員」は監督職員の上司である課長又は相当職を、「照査技術者」は標準仕様書で定める主任技術者を、「管理技術者」は受託者又はその代理人、若しくは代理人が適当と認める者をそれぞれいう。

6. 設計協議について

本業務においては、次のとおり設計協議を予定している。着手時がある場合において、受託者は契約後速やかに監督員と協議して、協議日程を決定するものとする。

なお、立会い欄に印がある設計協議については、主任技術者が立会うものとする。

打合せ協議	回数	立会い	備考
第1回打合せ	1	☒	
中間打合せ	2	☐	
成果品納入時	1	☒	
関係機関協議同行	2	☒	地元協議及び新潟県農地部農地建設課とのヒアリング